

横手市中学校における部活動の地域連携に関する実施要領

横手市教育委員会
教育指導部教育指導課

1 目 的

本市中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化や部活動指導教員の不足などの課題から部活動の設置や運営に困難な状況があらわれている。

横手市立中学校に在籍する生徒の多様なニーズに応え、スポーツ・文化芸術に親しみ、楽しさや喜びを体験する機会の確保と持続可能で望ましい活動が展開されるよう、部活動の在り方を創造する方策の一つとして、部活動の地域連携の事業に取り組む。学校や保護者、地域の理解と協力を得ながら、生徒の部活動に対する活動意欲を高め、その活性化を図る。

その後、地域クラブ活動への地域展開を進め、生徒のスポーツ・文化芸術活動の確保を図っていく。

2 事業主体と実施主体

本事業の事業主体は横手市教育委員会とする。実施主体は横手市立中学校とする。

3 部活動の地域連携の定義

- (1) 希望する生徒の持続可能な事業として推進し、複数の学校の生徒が年単位の活動計画の下で、一つのチーム（集団）を形成して活動するもの。学校間の顧問等が連携し、地域人材を活用しながら運営し、合同部活動と拠点校部活動により構成されるものである。
- (2) 合同部活動とは、在籍校に部活動は設置されているが、部員数が少ない等の状況により十分な活動ができない部が、他校の部員と共に活動するもの。
- (3) 拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動が設定されていない場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校（拠点校）が入部を受け入れるもの。

教育委員会が定めた実施主体の中で、活動することを校長が承認した学校（拠点校）で受け入れる部活動を本市における拠点校部活動とする。

合同部活動及び拠点校部活動のいずれの場合でも、競技力の高い生徒を集め、チーム力の強化を目的としていないことを前提とする。

4 実施部活動

- (1) 合同部活動及び拠点校部活動は、教育委員会が生徒のニーズや活動状況、実施主体の意向を踏まえ、年度ごとに定める。
- (2) 実施部活動は「秋田県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規定」で承認されている競技の内、軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ハンドボールとする。
- (3) 合同部活動と拠点校部活動の併用は、現行の「秋田県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規定」に定められていないため、原則行わない。
※ 令和7年4月1日時点で、東北・秋田県中学校体育連盟の主催大会における「拠点校方式による大会参加規定」はない。

5 実施期間

1年間（年度単位）とする。継続は妨げない。

6 合同部活動について

- (1) 合同部活動に参加できる条件（①～③のいずれも満たしていること）
 - ① 在籍校に希望する部活動が設置されているが、部員数が少ない等の状況により、十分な活動ができない。大会や練習試合等に参加できない。
 - ② 合同部活動の実施希望校及び合同部活動対象校（以下「当該校」）の校長が、合同部活動を実施することを承認している。
 - ③ 参加生徒及びその保護者が、合同部活動の方針や学校の規則等を遵守して活動することに同意している。

(2) 設置方法

- ① 合同部活動の実施を希望する各中学校長は、教育委員会へ連絡・相談する。
- ② 教育委員会は、当該校と協議・調整し、当該校の合意を確認する。
- ③ 当該校長は②を受け、「合同部活動に関する協定書（様式第1号）」を事前に取り交わしたうえ、「合同部活動実施申請書（様式第2号）」を、合同部活動実施校の校長連名で作成し、「合同部活動に関する協定書（写）」を添えて教育委員会に提出する。
- ④ 教育委員会は③を受け、審査し、「横手市立中学校合同部活動」として承認し、当該校へ「承認通知書」を送付する。
- ⑤ 当該校は④を受け、学校間で指導体制や活動場所、活動計画、活動経費等を協議・調整し、合同部活動を実施する。また、合同部活動の実施や活動内容、スケジュール等について参加生徒・保護者、当該地区小学校、地域に周知する。

(3) 参加の承認

- ① 当該校は、合同部活動に参加する生徒及び保護者に対し、合同部活動の活動方針や活動計画、活動場所、移動手段、生活指導等を説明する。
- ② 合同部活動に参加する生徒及び保護者は、①の説明に了承した上で「合同部活動参加申込書・保護者同意書（様式第3号）」を在籍校長へ提出する。

(4) 指導者

合同部活動を実施する学校の顧問、部活動指導員、外部指導者（コーチ）が指導にあたることを基本とする。参加生徒の自発的かつ自主的な意思や目標、取り組みたい活動内容を十分に把握・尊重し、運営方針・活動計画を策定し、当該校や参加者及び保護者等に周知する。

(5) 活動場所

当該校間で調整し、活動計画等により周知する。活動場所への移動に関しては、平日の学校間の移動は、教育委員会と当該校が相談のうえ、決定した方法で移動する。休日の活動は、当該校の指示により、保護者の責任のもと、保護者による送迎や徒歩・自転車または公共交通機関での移動とする。（自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用する。）

(6) 中学校体育連盟主催大会等への参加

- ① 合同部活動の実施にあたり、中学校体育連盟主催大会に参加する場合は、当該校（校長・顧問）、市当該競技専門部（部会長・専門委員長）、市中体連事務局（会長・事務局長）の三者間において、相談・協議を行い、承諾を得ること。
- ② 大会参加にあたっては、秋田県中学校体育連盟「秋田県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程」、および各競技専門部の「複数校合同チーム参加規定専門部細則」に従う。R7 時点で複数校合同チームを認められている（本市部活動設置に関わる）種目は軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールの4種目である。
- ③ 引率・監督は校長・教員（非常勤を除く）・部活動指導員とし、当該各校の監督が引率することを原則とする。ただし、部活動指導員は代表監督になることはできない。

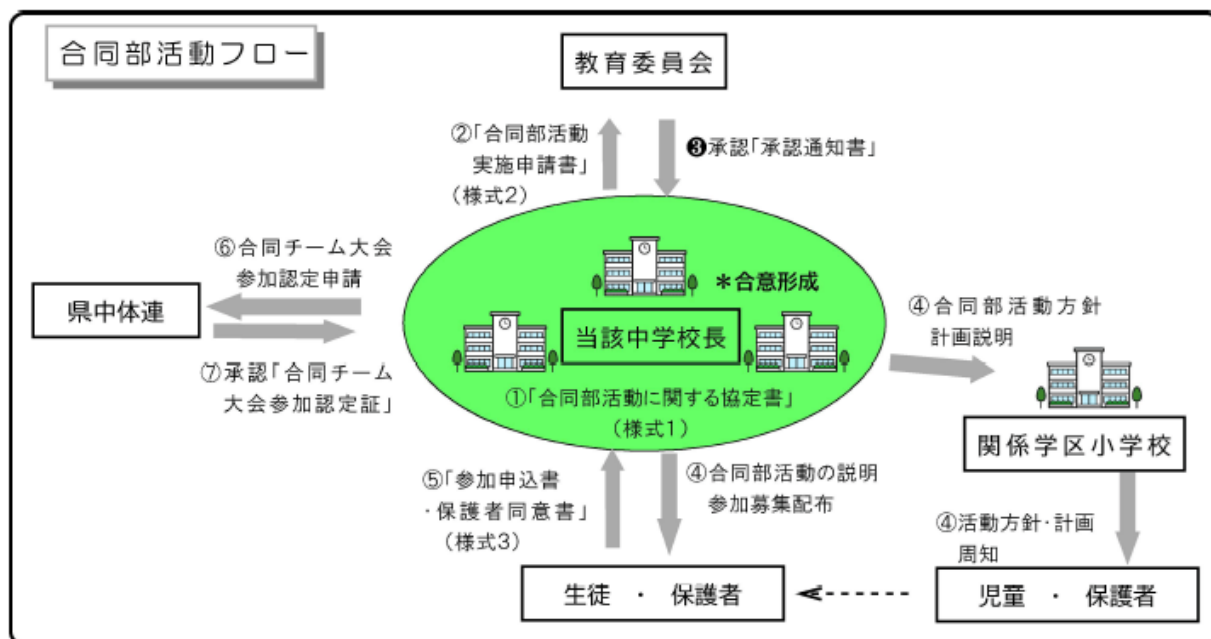
(7) 安全管理

- ① 各々の学校部活動の位置付けと同様に、管理監督は各校長が行う。健康・安全面での配慮事項や、生徒指導上の問題等への対応にあたって必要な情報は、当該校間で共有する。
- ② 活動中の事故や生徒指導上の問題等については、原則として当日の指導にあたっている指導者が会場校の職員の協力を得、対応する。指導者は当該校に報告・連絡し、それを受けて当該校は、指導者及び保護者と連携して対応する。
- ③ 活動中及び移動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校災害共済保険給付制度や児童・生徒・PTA総合補償制度（秋田県PTA連合会）が適用され、その申請手続き等は、当該生徒の在籍校が行う。

(8) 保護者及び生徒の留意事項

- ① 活動を欠席する場合は、各校担当者間で連絡・共有する。
- ② 在籍校の学習活動や行事等の日程が、合同部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- ③ 保護者が負担する経費等については、当該校間で協議・調整し、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。
- ④ 当該校の学校のきまりや施設管理・使用、駐車場の利用、交通安全指導等を各校担当者間

で共有し、担当者は生徒及び保護者に周知・指導する。



7 拠点校部活動について

(1) 拠点校部活動に参加できる条件 (①～③のいずれも満たしていること)

- ① 在籍校に希望する部活動が設置されていない。
- ② 拠点校の校長が、拠点校部活動を実施することを承認している。参加希望生徒の在籍する募集対象校長（以下「対象校」）が拠点校部活動に参加することを承認している。
- ③ 参加希望生徒及びその保護者が、拠点校の部活動規定や学校の規則等を遵守して活動することに同意している。

(2) 設置方法

- ① 拠点校部活動の実施を希望する中学校（以下「拠点校」）長は、教育委員会へ連絡・相談する。
- ② 教育委員会は、拠点校及び対象校と協議・調整し、対象校の合意を確認する。
- ③ 拠点校長は、教育委員会に「拠点校部活動実施申請書」（様式第1号）を提出する。担当者は原則として拠点校の教職員（部活動指導員含む）とする。
- ④ 教育委員会は、上記③の申請書を受け、審査し、「横手市立中学校拠点校部活動」として承認した場合は、拠点校および募集対象校へ「承認通知書」を送付する。また、拠点校部活動の参加募集を募集対象学区の小・中学校を通じて、児童生徒・保護者に配布する。
- ⑤ 拠点校は、部活動運営方針や指導体制、活動場所、活動計画、活動経費等について、募集対象学区の小・中学校、地域に周知する。

(3) 参加の承認

- ① 拠点校部活動に参加を希望する児童生徒並びに保護者は、拠点校の部活動見学や指導体制、活動方針・計画等についての説明を受けることを基本とする。拠点校の部活動運営方針・生活指導に同意した上で「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」（様式第2号）を対象校長へ提出する。
- ② 対象校長は、上記①の「参加申込書・保護者同意書」を拠点校長へ提出する。（写保管）
- ③ 拠点校長は、参加の可否を判断し、「拠点校部活動承認通知書」（様式第3号）または、「拠点校部活動不承認通知書」（様式第4号）を対象校長に送付する。
- ④ 対象校長は、上記③で送付された通知書を保護者に送付する。（写を保管）

(4) 指導者

拠点校の顧問、部活動指導員、外部指導者（コーチ）が指導にあたることを基本とする。参加生徒の自発的かつ自主的な意思や目標、取り組みたい活動内容を十分に把握・尊重し、運営方針・活動計画を策定し、関係校や参加者及び保護者等に周知する。

(5) 活動場所

- ① 拠点校で活動することを原則とする。拠点校への移動に関しては、平日の学校間の移動は、教育委員会と対象校が相談のうえ、決定した方法で移動する。休日の部活動は、対象校と拠点校の指示により、保護者の責任のもと、保護者による送迎や徒歩・自転車または公共交通機関での移動とする。（自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用する。）
- ② 休日の自転車による移動については、拠点校が判断する。

(6) 中学校体育連盟主催大会等への参加

- ① 拠点校部活動の実施にあたり、中学校体育連盟主催大会に参加する場合は、拠点校（校長・顧問）、市当該競技専門部（部会長・専門委員長）、市中体連事務局（会長・事務局長）の三者間において、相談・協議を行い、承諾を得ること。
- ② 拠点校部活動の参加選手登録は、秋田県中学校体育連盟連約に基づき、拠点校が対応し、大会参加等の連絡についても拠点校が対応する。
- ③ 大会参加にあたっては、「秋田県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程（R9.4.1 施行）」や各競技専門部の規約に従う。
- ④ 引率・監督は拠点校の校長・教員（非常勤を除く）・部活動指導員とする。大会参加にあたっての事務は、拠点校が行い、必要に応じて対象校と連携する。

(7) 安全管理

- ① 拠点校の規則及び顧問（指導担当者）の指示に従い、活動の管理監督は拠点校長が行う。拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校長が決定する。必要に応じて対象校長と連携・協議する。
- ② 活動中の事故や生徒指導上の問題等については、原則として拠点校の指導者が対応する。指導者は対象校に報告・連絡し、対象校や保護者と連携して対応する。
- ③ 活動中及び移動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校災害共済保険給付制度や児童・生徒・PTA総合補償制度（秋田県PTA連合会）が適用され、その申請手続き等は、当該生徒の在籍校が行う。

(8) 保護者及び生徒の留意事項

- ① 活動を欠席する場合は、拠点校の教頭に連絡する。
- ② 対象校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として対象校の活動を優先する。
- ③ 保護者が負担する経費等については、拠点校の規定に準ずる。活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。

(9) 拠点校及び対象校の連携

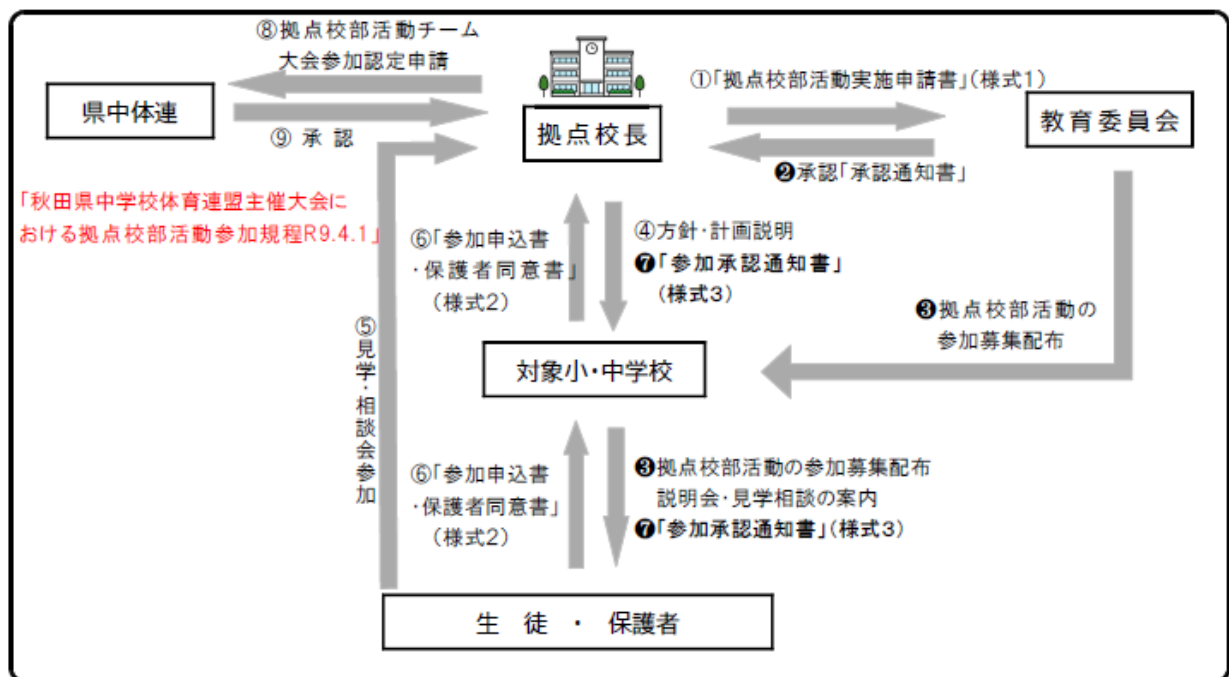
- ① 当該年度の拠点校方式実施内容については、各学校においても生徒・保護者に周知する。
- ② 拠点校は当該年度の活動開始にあたり、児童生徒・その保護者を対象として活動方針・内容を説明する機会や見学する機会を設ける。
- ③ 対象校は、連絡担当者（教頭、管理顧問等）を決め、連絡責任者は教頭とする。生徒の健康面の配慮事項や生徒指導上参考となる事柄等、部活動指導にあたって必要な情報について連携を図る。拠点校の管理職、顧問（部活動担当）、生徒指導主事、養護教諭等は対象校からの生徒の情報について共通理解を図る。
- ④ 生徒または保護者が本実施要領に従わない場合などの問題が生じた場合は、拠点校及び在籍校の校長が、活動停止や拠点校部活動の不承認（退部）措置をとることができる。

8 地域展開との関連

地域展開を見据えた事業であることから、学校や地域の実態、生徒の参加状況等をふまえ、教育委員会と関係中学校は部活動設置の継続及び事業の継続について検討し、合同部活動・拠点校部活動から地域クラブ活動への展開を進める。適時、地域展開スケジュールや募集停止年度を周知する。

9 その他

この要領に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて関係学校と相談・協議のうえ、決定及び実施することとする。



附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

改定 令和8年4月1日

【問い合わせ先】

横手市教育委員会教育指導部教育指導課

〒013-8601

横手市条里一丁目1番64号（横手市役所条里南庁舎）

☎ 0182-35-2123

📠 0182-32-4034